

業務指示書

インドネシア国日本インドネシアREDD+実施メカニズム構築プロジェクト ファシリテーション能力強化

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年6月11日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年6月16日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：住民参加型村落開発に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/能力強化計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：住民参加型村落開発に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び東・東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 ファシリテーション研修/演習指導】

- 1) 類似業務の経験：住民参加型村落開発に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び東・東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年6月20日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IDR1 = 0.00887 円, US\$1 = 102.58 円, EUR1 = 142.01 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/能力強化計画
ファシリテーション研修/演習指導

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

2.54 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年7月11日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

インドネシア国日本インドネシアREDD+実施メカニズム構築プロジェクト ファシリテーション能力強化

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/能力強化計画	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： ファシリテーション研修/演習指導	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景・経緯

インドネシアは約94百万haもの森林面積を有し、ブラジル、コンゴ民主共和国に次ぐ世界第3位の熱帯林保有国である。しかしながら、1970年代前半から森林開発、木材生産等が増加してきた結果、森林の減少が世界的に問題視されるようになり、現在の状況が続けば、巨大な森林地域を擁するスマトラ島、カリマンタン島において、2022年までに98%の森林が消失すると警告されている。また、インドネシアの温室効果ガス排出量は、土地利用変化も含めるとアメリカ、中国に次いで世界第3位と言われているが、特に泥炭地由来の二酸化炭素排出量は総排出量の約38%と見られており、気候変動問題への対処という観点からも泥炭地の管理を含めた森林減少・劣化対策は喫緊の課題となっている。

このような課題への国際的な取組みとして、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)に代表される国際的な気候変動対策の議論では、森林の減少・劣化の防止に加え、森林の保全、持続可能な森林管理及び森林の炭素ストックの向上を含めた取組み(REDD+)の重要性が認識されつつある。UNFCCCでは、REDD+の制度設計に関する議論が各国間の調整などで難航しつつも継続されている。こうした中、自主的取組みも先行的に実施されており、インドネシアにおいてもREDD+庁が設立されるなど、REDD+の実現に向けた体制構築や技術的検討が進められている。

このような背景において、森林減少や二酸化炭素排出が多いとされる西カリマンタン州における現場実証活動や州レベルREDD+実施メカニズムの構築支援について、インドネシア林業省から技術協力の要請が出され、西カリマンタン州及び中央カリマンタン州においてREDD+の実施メカニズムを構築することを目的とした技術協力プロジェクト「日本インドネシアREDD+実施メカニズム構築プロジェクト(本プロジェクト)」を2013年6月から3年間の期間で実施中であり、現在、4名の長期専門家を派遣している。

本プロジェクトでは、4つの成果の1つ(成果2)において西カリマンタン州のグヌンパルン国立公園をパイロットサイトとし、国立公園事務所を中心とした住民や関係機関との協働による森林保全管理を促進するため、長期専門家1名(参加型森林管理/REDD+デモンストレーション)が派遣されている。グヌンパルン国立公園は西カリマンタン州の南西部の約9万haを有しており、1990年代後半から2000年代初頭にかけて違法伐採により森林減少・劣化が進んだが、2008年頃には取締強化等により抑えられたと言われている。国立公園事務所によると、公園周辺の24村では残存する生産林等(国立公園外の森林)からの森林資源に生計を依存する住民が多いが、これらの森林の多くにおいてオイルパーム農園への転換が進んでおり、近い将来、資源アクセスを失った住民が、国立公園内の森林資源を利用せざるを得ない状況になることを懸念している。国立公園事務所には森林警察官や普及員など約40名の現場担当職員が配置され、巡回活動の他、周辺住民へのエコツアー支援や啓蒙活動、生計向上活動などが行われている。同国立公園での森林保全管理を進

める上で、公園事務所の現場担当職員が、住民との信頼を構築し、現地の現状を踏まえて適切にニーズを掘り出し、森林資源利用に関する住民の行動変容を促すことが、プロジェクトを実施する上で重要となる。

このため、成果2（グヌンパルン国立公園における活動）の目標を「国立公園 REDD+事業モデルの形成」として、この事業モデルの形成のためには、グヌンパルン国立公園事務所の職員がファシリテーション技術を習得し、住民との適切な信頼関係を基に対象村でのパイロット活動を計画・実施し、教訓をとりまとめていくことを目指している。また、将来的にグヌンパルン国立公園事務所が REDD+事業を実践するためには、ファシリテーション活動を独自に展開しながら協働管理を継続できる能力・体制を構築することも求められる。

グヌンパルン国立公園におけるファシリテーション研修を、短期専門家「ファシリテーション能力強化」の支援を得ながら、2013年9月から2014年3月までの4回（信頼構築、あるもの探し、問題分析、コミュニティによるアクションプラン）にわたって行った。公園職員13名（第1ラウンド）が一連の研修を修了した。これまで公園職員はパトロールによる取り締まりを主としており、住民との関係作りへの意識が低い状況であったが、ファシリテーションスキルの短期専門家を昨年度派遣したことにより、住民への働きかけに対する意識・態度に変化が現れ、住民と積極的にコミュニケーションを図るなど業務への取組に変化が見られる。このため、持続的に住民とのコミュニケーション及び信頼構築を重ね、住民の行動変容を促すようになるため、引き続き現場観察や仮説検証の能力を中心としたファシリテーションスキルの向上を支援していく必要があり、本事業を実施することとなった。

2. プロジェクトの概要

本契約業務は、下記（4）の成果2に対応するものである。

（1）プロジェクト名

日本インドネシア REDD+実施メカニズム構築プロジェクト

（2）上位目標

プロジェクトが構築した州 REDD+の実施メカニズムが、国レベルの REDD+体制整備において活用される。

（3）プロジェクト目標

西カリマンタン州及び中央カリマンタン州において、REDD+の実施メカニズムが構築される。

（4）期待される成果

成果1：西カリマンタン州において、準国レベルの REDD+枠組みが整備される。

成果2：グヌンパルン国立公園において「国立公園 REDD+事業モデル」が形成される。

成果3：西カリマンタン州のパイロットサイトにおいて、「泥炭地 REDD+事業モデル」が形成される。

成果4：中央カリマンタン州において、州政府の炭素モニタリング能力が向上する。

成果5：国レベルの REDD+実施メカニズム構築過程において、本事業の成果が参照される。

(5) 活動の概要

- 1-1 州・県政府及び大学によって構成される REDD+チームを組織する。
 - 1-2 衛星画像解析及び炭素モニタリングにかかる研修を実施する。
 - 1-3 西カリマンタン州における森林伐採・劣化の要因を確認する。
 - 1-4 州レベルにおける過去・現在・将来の土地利用及び炭素蓄積に係るデータを収集する。
 - 1-5 州レベルの参照排出レベルを算出する。
 - 1-6 モニタリング計画を立案し、実施する。
 - 1-7 REDD+事業適地を特定し、将来の REDD+事業形成に資する情報を収集する。
 - 1-8 REDD+事業の実施に求められる戦略的な協力分野を特定する。
 - 1-9 戦略的な協力分野において、必要な政策・技術的支援を行う。
-
- 2-1 国立公園職員に対し、ファシリテーション及び技術スキルに関する研修を実施する。
 - 2-2 森林減少・劣化の要因及び地域毎の多様性について調査する。
 - 2-3 対象集落を特定し、対象集落に対してプロジェクト活動を説明する。
 - 2-4 ヌンパルン国立公園における REDD+活動計画（便益分配方法、実績指標、及びセーフガード指標の設定を含む）を立案する。
 - 2-5 参照排出レベルを算出し、炭素モニタリング方法を開発する。
 - 2-6 生物多様性及び住民の生計に係るベースライン調査を実施する。
 - 2-7 利害関係者による資源管理ルールの合意に向けた支援を行う。
 - 2-8 住民の生計向上、生物多様性保全、環境サービスの向上に係る諸（セーフガード/コベネフィット）活動を実施する。
 - 2-9 土地利用変化、炭素蓄積量、生物多様性保全、及び住民の生計向上に係るデータを収集し、評価する。
 - 2-10 森林減少・劣化の要因に関する地域的特徴、プロジェクト活動、及びそのインパクトを総合的に分析し、REDD+事業モデルの実施マニュアルを立案する。

- 3-1 既存の泥炭地（生産林/保護林/その他の土地）管理に係る実態調査を行う。
 - 3-2 泥炭地（生産林/保護林/その他の土地）管理改善のためのパイロットサイトを選定する。
 - 3-3 パイロットサイトにおける参照排出レベルを算出する。
 - 3-4 泥炭地（生産林/保護林/その他の土地）における管理改善のための方策（便益分配方法、実績指標及びセーフガード指標の設定を含む）を立案する。
 - 3-5 管理改善による参照排出レベルを推定する。
 - 3-6 炭素モニタリング方法を立案する。
 - 3-7 生物多様性及び住民の生計に係るベースライン調査を実施する。
 - 3-8 住民の生計向上、生物多様性保全、環境サービスの向上に係る諸（セーフガード/コベネフィット）活動を実施する。
 - 3-9 土地利用変化、炭素蓄積量、生物多様性保全、及び住民の生計に係るデータを収集し、評価する。
 - 3-10 森林減少・劣化の要因に関する地域の特徴、プロジェクト活動、及びそのインパクトを総合的に分析し、REDD+事業モデルの実施マニュアルを立案する。
-
- 4-1 州レベル MRV 組織の設立を支援する。
 - 4-2 MRV 組織、地方政府及び住民に対し、炭素モニタリングにかかる研修を実施する。
 - 4-3 JST-JICA プロジェクトを含む現行 REDD+事業において適用/試行されている炭素モニタリング手法を、精度・コスト・適用難易度の観点から評価する。
 - 4-4 必要に応じて、MRV 組織への技術支援を行う。
-
- 5-1 林業省及び REDD+関係機関の政策・戦略を分析する。
 - 5-2 本事業の成果を林業省及び REDD+関係機関と共有する。
 - 5-3 必要に応じて、林業省及び REDD+関係機関への技術支援を行う。
 - 5-4 森林・REDD+分野における日本の援助活動を調整する。
 - 5-5 本事業の効果的な実施に向け、他のドナー機関等との情報共有を行う。

(6) 対象地域

西カリマンタン州（グヌンパルン国立公園及びその周辺村落（人口約 5 万人）、ポ

ンチャナク県・クブラヤ県カヨンウタラ県・クタパン県に位置する泥炭湿地林の一部)、中央カリマンタン州、ジャカルタ市

(7) 関係官庁・機関

林業省自然保護総局保全林・保護林環境サービス局、林業省の関係局(海外協力局、生産局、計画局)、地方関係機関(州・県)

3. 業務の目的

グヌンパルン国立公園事務所による協働管理の継続的な実施に資するファシリテーション技術の向上及び体制整備(プロジェクト終了後の人材育成体制等)を支援すると共に、研修の実施に必要な施策(トレーナーの養成、国内リソースの活用等)を講じることにより活動の持続性を確保することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2013年2月4日にインドネシア国林業省と締結したR/D(Record of Discussions)に基づいて実施される「日本インドネシアREDD+実施メカニズム構築プロジェクト」の成果2に関連する活動であり、「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 業務方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

- (1) 活動現場における技術指導及び研修等の実施においては、既にプロジェクト活動として導入しているファシリテーション技術との一貫性に配慮すること。このファシリテーション技術とは、国立公園職員が住民との信頼関係を構築し、周辺村の現状を踏まえて適切に課題を掘り出し、森林資源利用に関する住民の行動変容を促すことを目的とするものである。
- (2) 研修の実施においては、実用的なスキルの習得を図るため、複数回の研修と現場演習を行う。本コンサルタント派遣中に研修を実施し、コンサルタント帰国後に研修参加者が現場演習を行う。各研修の最後に参加者が作成する現場演習の計画に基づき、プロジェクトと協力しながら現場演習のモニタリングを行い演習の支援も行う。
- (3) 現地派遣回数、【第3 業務実施上の条件】2. 業務量の目途及び業務従事者の構成を参考として、4回予定されている研修実施及び業務の目的達成に必要な派遣計画を提案すること。
- (4) 現在、グヌンパルン国立公園事務所へ派遣されている長期専門家1名(参加型森林管理/REDD+デモンストレーション)に加え、「REDD+計画策定」のコンサルタントチーム(業

- 務実施)が派遣されている。本業務は、これら関係者による活動と適宜連携し、本プロジェクトの計画・成果等との整合・調整に留意することが望ましい。
- (5) 本業務の目的を達成するためには、インドネシア国内において実施済及び実施中の類似案件(西部バリ国立公園事務所における草の根技術協力等)、もしくはそれらのカウンターパート機関との連携も考慮すること。業務の実施においては、これら関係機関との連携や情報収集を積極的に行い、JICAが展開する技術協力事業の相乗効果を図ることとする。
 - (6) プロジェクト終了後の出口戦略(継続的なファシリテーション人材育成)を勘案し、本業務においては国内リソース(類似案件のカウンターパート機関、ローカルNGO等)を積極的に活用する。特に、研修の実施においては、本コンサルタントに限定せず、国内リソースと適時分担し、その人材育成を図ること。
 - (7) プロジェクト運営に係る事項は、インドネシア国側・日本側双方の関係者で構成される合同調整委員会(JCC)にて全体的な方針が協議され、グヌンパルン国立公園事務所との月例会合等で具体的な運営方針・計画が検討される。本コンサルタントは、必要に応じて活動状況や計画に係る資料を準備・作成の上、説明すること。
 - (8) 技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート機関のパフォーマンスやプロジェクトと取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この主旨を踏まえ、本コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(契約の変更等)を取ることにする。
 - (9) 本コンサルタントは、JICAの求めに応じて、各種調査団のための基礎資料として提出できるよう、実施した業務の実績、技術移転の成果について、具体的なデータを収集・分析、整理の上、最終成果品に記載すること。
 - (10) 本業務の主たる対象地域は、西カリマンタン州のグヌンパルン国立公園であるが、研修の実施は、公園事務所のあるクタパン、もしくは国立公園に近いスカダナの施設において行う予定である。また、適時、周辺村における現場演習指導やフォローアップ活動を行うこととなる。
 - (11) グヌンパルン国立公園周辺地域にて活動する際の留意点として、同地域は外国人の出入りが厳しく管理されている地域であるため、JICAや長期専門家と密に連絡を取り、必要な事前許可を得た上で、現地での移動や活動を行うこと。
 - (12) 本業務に必要なローカルコンサルタント等の備上を可とし、本契約に含める。ローカルコンサルタント備上にあたっては、長期専門家と連携・調整を取りつつ、コンサルタント側の経費・責任により再委託を行う。但し、現地での研修実施に必要な経費(会場借上費、研修参加者への旅費等)は別途プロジェクト経費から支出するため、見積価格に含めない。

6. 業務の内容

上記「3. 業務の目的」に示した調査の目的を達成するため、JICA インドネシア事務所、長期専門家及び他関係機関との良好な協力体制のもと、以下の各活動を実施すること。

(1) 国内準備期間

- 1) 既存資料等を基に、インドネシア国及び対象地域における関係機関・組織の現状、能力・理解度、類似事業の内容・成果、課題等を把握する。
- 2) 前年度の派遣専門家活動の内容・成果、課題等を整理する。
- 3) 派遣中のプロジェクト専門家と連絡を取り合い、日程調整等の準備を行う。
- 4) 現地派遣期間における業務方針・内容、方法、作業計画等について記述したインセプションレポート（和文、英文）を作成し、JICA 地球環境部に提出し、内容を説明する。

(2) 現地派遣期間

- 1) インセプションレポートに基づき、JICA インドネシア事務所、カウンターパート機関等プロジェクト関係者に対し、業務方針・内容、方法、作業計画等を説明する。
- 2) 派遣中の長期専門家やカウンターパート機関等との意見交換を行い、現地におけるファシリテーション活動の進捗・課題を把握する。これら現状を踏まえ、インドネシア国内リソースの活用等を勘案した出口戦略を検討し、「グヌンパルン国立公園におけるファシリテーション能力強化計画案（研修及びモニタリング活動のスケジュールを含む）」に取りまとめる。
- 3) 2) で提案した計画案をグヌンパルン国立公園事務所等のプロジェクト関係者へ説明し、教材作成等の必要な準備・調整を行う。
- 4) 既にファシリテーション研修を受講した国立公園職員（第1ラウンド）へのフォローアップ研修とモニタリングを行う。
- 5) 未だファシリテーション研修を受講していない国立公園事務所の現場職員等（約30名）への研修（第2ラウンド、各グループ全4回（各回3～5日程度、1～2カ月毎）を2グループに対して実施）及び実地演習の支援・モニタリングをローカルコンサルタントと分担しながら行う。全研修の半分程度はローカルコンサルタント中心に実施し、本コンサルタントは監理・指導する。
- 6) 上記4)～5)に関し、その進捗・成果を取りまとめ、定期的にプロジェクト関係者に共有し、その結果から得られる経験や教訓等を説明する。
- 7) 現地業務の結果を踏まえ、ドラフト・ファイナルレポートを作成する。作成にあたっては、国立公園事務所による協働管理におけるファシリテーション技術の位置づけを明確にした上で、本プロジェクトにおけるファシリテーション活動の出口戦略への提言を含めることとする。

- 8) JICA インドネシア事務所、カウンターパート機関等プロジェクト関係者に対し、現地業務の結果を報告するとともに、ドラフト・ファイルレポートを提出、説明し、関係者からのコメントを取りまとめる。

(3) 帰国後整理期間

- 1) ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA 及び先方実施機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICA 地球環境部及び JICA インドネシア事務所に提出する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

No.	レポート名	部数など	提出月
1	インセプションレポート	インドネシア語：5部 英語要約：5部 日本語要約：3部	2014年8月
2	ドラフト・ファイナルレポート	インドネシア語：5部 英語：5部 日本語要約：3部	2015年2月
3	ファイナルレポート	インドネシア語：5部 英語：5部 日本語要約：3部 CD：1部	2015年3月
4	収集資料（収集した資料・データ及びそのリスト）	一式	2015年3月

業務完了報告書については、製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務の工程

本業務は、2014年7月下旬より国内作業を開始し、2014年8月上旬から現地業務を行い、2015年3月中旬までにドラフト・ファイナルレポート、2015年3月下旬までにファイナルレポートを提出する。なお、作業工程に係る合理的な提案があれば、具体的な理由とともにプロポーザルで提案すること。

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成

(1) 業務量の目安

合計 約 3.5 M/M

(2) 業務従事者の構成 (案)

要員計画の構成分野 (案) および現地派遣回数 (案) を以下に示す。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合はプロポーザルにて提案すること。また、指示書に記載された格付目役を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

1) 総括/能力強化計画 (2号)

2) ファシリテーション研修/演習指導 (3号)

3) モニタリング/教材作成 (3号)

なお、現地派遣回数は、1)総括/能力強化計画は2回、2)ファシリテーション研修/演習指導は5回、3)モニタリング/教材作成は1回を想定している。

3. 配布資料及び閲覧資料

本件に係る資料は、JICA 地球環境部へ電話連絡あるいは、E-mail で問い合わせのこと。

(1) 短期専門家 (ファシリテーション能力強化) 業務完了報告書 (2014年3月)

(2) 日本・インドネシア REDD+実施メカニズム構築プロジェクト詳細計画策定調査報告書

4. 現地再委託

現地再委託を想定しているファシリテーション研修の実施については、同業務の経験を有するインドネシア国内の団体もしくは個人に再委託して実施することを認める。現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き (見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

5. その他留意事項

(1) インドネシア語の翻訳は本邦及び現地にて、通訳は現地で備上することを認める。

(2) 相手国便宜供与内容は特になし。

(3) ファシリテーション研修実施経費は、プロジェクト経費から支出するため、見積もり価格を提示する必要はない。

(4) 安全配慮事項

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、機構インドネシア事務所、在インドネシア日本国大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。